

外部評価における対象事業の選定方法について

(1) 外部評価の実施

佐久市では、行政の活動と成果を出来るだけ客観的な数値で表すことによって、その目的や手段などが適切であるか、効率的に行われているかを評価し、その結果を次年度以降の行政運営に反映させていくため、平成 22 年度から行政評価を実施しています。

この一環として、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民の視点で事務事業を評価していただく外部評価を実施しています。

(2) 対象事業の選定方法

外部評価の対象となる事業は、約 560 の事務事業のうち、過去の外部評価（事業仕分け）の対象となった事業や、法定受託事務や事務の性質上、市に裁量の余地がない事業である「簡易管理事業」などを対象外とする以下の基準に基づき、選定することとします。

なお、評価に伴う負担を平準化するため、評価対象事業が同一年度内で同じ課に集中することがないように、企画課において調整することとします。

【外部評価の対象としない事業】

- ① 法定受託事務など市に裁量の余地のない事業（法律により実施義務が規定されているが、市独自で取り組む余地があるものについては対象とする）
 - ② 市、議会、委員会及び付属機関等の運営に係る基礎的事務事業
 - ③ 施設等の新設、改良に係る実施段階の建設事業など
 - ④ 昨年度までに廃止・中止・完了が決定している事務事業
 - ⑤ 支所において事務事業評価を行っているが、予算は本庁管理となっている事務事業
 - ⑥ 事業開始から3年経過していない事務事業（平成29年度新規事業は、令和2年度の外部評価対象事業となる。）
 - ⑦ 平成22年度及び23年度事業仕分けの対象となった事業（模擬事業仕分け含む）
 - ⑧ 平成24年度から令和元年度に外部評価の対象となった事業
- ※ ただし、①～⑧に該当する事業であっても、市において、『外部評価が必要』と判断した事業は、評価の対象とすることができる。